

特許法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

平成 30 年 7 月
特 許 庁

1. 改正の必要性

平成 28 年 2 月に 12 か国が署名した「環太平洋パートナーシップ協定」は、平成 29 年 1 月の米国の離脱宣言を受けて残りの 11 か国によって早期発効に向けた検討が行われ、平成 30 年 3 月 8 日に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11 協定」という。）」が署名された。

これを受け、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 108 号。以下「TPP 整備法」という。）」を TPP11 協定に対応するものとするための「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」が第 196 回国会（平成 30 年常会）に提出され、同年 6 月 29 日に成立し、7 月 6 日に法律第 70 号として公布された。

これに伴い、TPP 整備法の施行のために措置した「特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年経産省令第 3 号）」について、所要の改正を行う必要がある。

2. 省令案の概要

特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年経産省令第 3 号）の施行期日について、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行の日を、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行の日に改める。

3. 公布日及び施行期日

公布日 平成 30 年 7 月 11 日（水）

施行期日 公布の日

<参考>

○環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 108 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 （略）